

～安全、安心、未来につなぐ水づくり～

双葉地方
水道企業団
広報

すいどう



No.52 令和5年7月



もくじ

- P1 表紙（目次）
- P2 第65回水道週間～水道水 安全・安心 これからも～
令和5年第1回議会定例会
- P3 令和5年度予算のあらまし
- P4 水道のご利用における各種手続きについて
悪質訪問販売にご注意を!!
水道メーター交換にご協力ください
- P5 特定復興再生拠点等へ向けた水道管の復旧をしています
ご家庭の蛇口から出る水道水の放射性物質検査を行います
- P6 お知らせ



発行／双葉地方水道企業団

住所／〒979-0515 双葉郡檜葉町大字上小墾字小山6-2 TEL／0240-25-5315(代) FAX／0240-25-5385

第65回水道週間 ～水道水 安全・安心 これからも～

令和5年6月1日(休)から7日(休)まで、**第65回水道週間**が「水道水 安全・安心 これからも」をスローガンに、全国一斉に実施されました。

当企業団では今年も構成団体の町立小学校4年生を対象に下敷きを配布し、PRを行いました。(右の写真は檜葉小学校での贈呈の様子です。撮影ご協力ありがとうございました。)

また、今年度から震災後初めてとなる**啓発パレード(表紙写真)**を実施するとともに、ホームページのトップ画像を期間限定で職員によるPR写真に変更し、広報活動の強化に努めました。

なお、企業団では年間を通じて浄水場の見学を受け付けています。(見学は原則として平日の9時から15時まで)



檜葉小学校 4年生の児童さんと

【お問い合わせ 総務課総務係 TEL 0240-25-5315】



水道水
安全・安心
これからも

令和5年第1回議会定例会

令和5年2月22日(休)、令和5年第1回議会定例会が、小山浄水場管理本館(檜葉町)で開催されました。

条例の制定、令和4年度水道事業会計及び工業用水道事業会計補正予算及び令和5年度各会計当初予算の5議案が上程され、慎重審議の結果、いずれも原案のとおり可決されました。



令和5年度予算のあらまし

水道事業会計

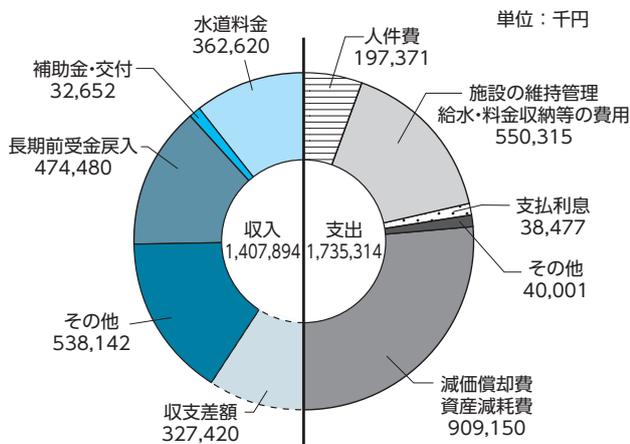
■ 収益的収支 ■

(水道水を作りお届けするための収入と支出)

収入では、水道料金収入が増加傾向であり、収入総額は14億789万4千円を見込んでいますが、水道料金収入は、いまだ震災前の45%程と厳しい財政状況であります。

一方、支出では、施設の維持管理等で委託料や減価償却費が増加し、支出総額は17億3,531万4千円を見込んでいます。

これにより、収入から支出を差し引いた収支差額は、△3億2,742万円となる見通しです。

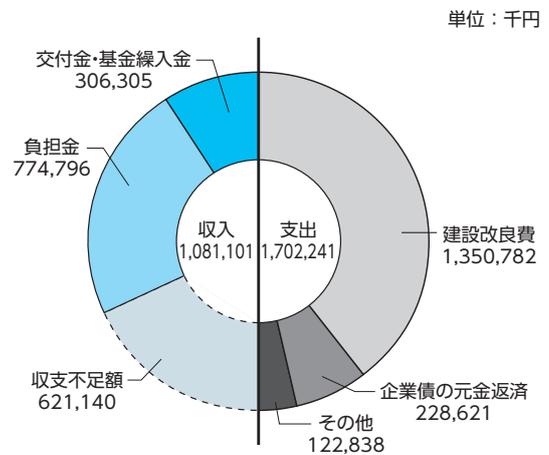


■ 資本的収支 ■

(水道施設を整備するための収入と支出)

資本的支出については、前年度に引き続き、復興関連事業に伴う配水管布設工事、下水道事業や河川・道路改良事業に併せた配水管移設工事、水道施設における老朽設備の更新工事を予定しております。また、震災により休止していた創設事業の再開に係る工事を予定しております。

収支不足額については、内部留保されている資金(減価償却費などの現金を伴わない支出)等で補てんする予算となっております。



工業用水道事業会計

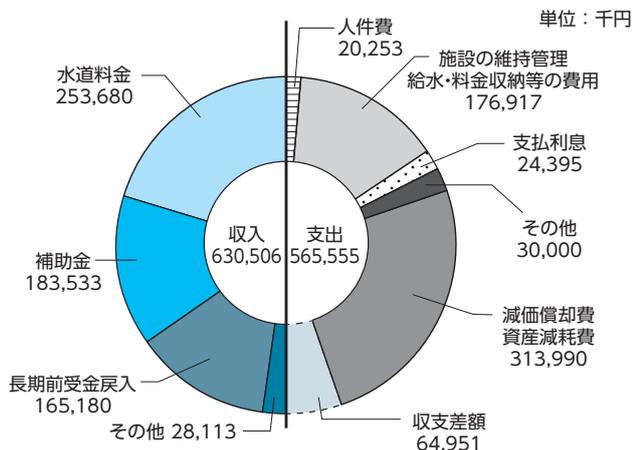
■ 収益的収支 ■

(工業用水を作りお届けするための収入と支出)

収入では、給水事業所や契約水量の増加で水道料金収入は増加傾向であり、収入総額は6億3,050万6千円を見込んでいます。

一方、支出では、施設の維持管理等で委託料や減価償却費が増加し、支出総額は5億6,555万5千円を見込んでいます。

これにより、収入から支出を差し引いた収支差額は、6,495万1千円となる見通しです。

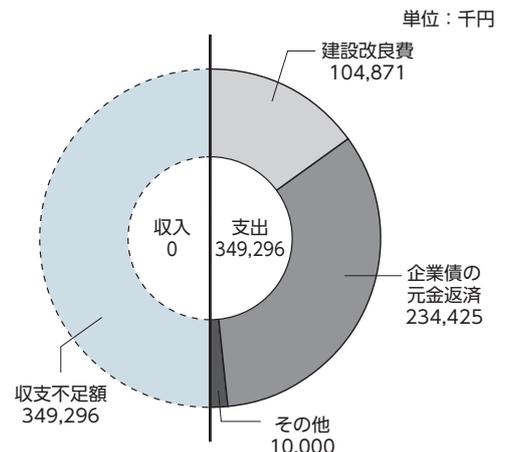


■ 資本的収支 ■

(工業用水道施設を整備するための収入と支出)

資本的支出については、工業用水を安定供給するための老朽設備の更新工事を予定しております。

収支不足額については、減債積立金や内部留保されている資金(減価償却費などの現金を伴わない支出)等で補てんする予算となっております。



水道のご利用における各種手続きについて

◎水道の開始・休止について

転居などで水道のご利用を始める時、やめる時は企業団への届け出が必要になります。

電話での手続きを受付けておりますので、お日にち等が決まりましたら、

希望日の3営業日前までに企業団までご連絡ください。



◎料金の支払い方法について

1. 口座振替によるお支払い

お客様の預金口座からお支払いいただく方法です。

振替日は毎月24日、再振替日は翌月の10日です。

(24日、10日が土・日曜日及び祝日の場合は、その翌日以降最初の営業日が振替日となります。)

口座振替を希望されるお客様は、下記の取扱金融機関窓口でお手続きください。

取 扱 金 融 機 関					
東邦銀行	本・支店	大東銀行	本・支店	東北労働金庫	本・支店
あぶくま信用金庫	本・支店	いわき信用組合	本・支店	福島さくら農業協同組合	支 店
相双五城信用組合	本・支店	福島銀行	本・支店	ゆうちょ銀行	支 店

※広野・楡葉・富岡・大熊支店には、口座振替依頼書のご用意がございますので、直接窓口にてお手続きいただけます。
※その他の支店で手続きする場合は、口座振替依頼書を郵送いたしますので企業団までご連絡ください。

2. 納入通知書によるお支払い

企業団が発行する納入通知書（シール式はがき）でお支払いいただく方法です。

毎月中旬以降にご登録先へ発送いたしますので、上記取扱金融機関（いわき信用組合は楡葉支店〔四倉支店内〕のみ、ゆうちょ銀行は除く）、コンビニエンスストアまたは企業団窓口にてお支払いください。

【お問い合わせ 総務課営業係 TEL 0240-25-5323（受付時間：平日8:30～17:15）】

悪質訪問販売にご注意を!!

近年、水道職員を装って、訪問や電話などで「新型コロナウイルスが水道管に付着している」などと言って不安を煽り、高額な洗浄代を請求するケースなどが全国的に相次いでいます。

企業団では、「浄水器などの販売」や「給水管の洗浄」などは行っていないので、不審に思ったときは、①身分証の提示を求めるか、②企業団へ連絡をお願いします。

なお、企業団からの委託を受けた事業者により、計量法で定める「水道メーターの交換作業」を毎年実施していますが、この作業費用は企業団負担であり、お客様へ請求されることはありません。委託を受けた事業者は身分証を携行しておりますので、不審に思ったときは提示を求めてください。



水道メーター交換にご協力ください

企業団では計量法に基づき8年に一度、新しいメーターに交換しています。交換が必要となるご家庭や事業所へ、企業団の指定給水装置工事事業者がお伺いしますので、ご理解とご協力をお願いします。

1. 交換予定時期 7月～12月
2. 交換作業時間 15分～30分程度
3. 交換費用 無料（企業団が負担いたします）



【お問い合わせ 総務課営業係 TEL 0240-25-5323】

特定復興再生拠点等へ向けた水道管の復旧をしています

富岡町・大熊町・双葉町において、特定復興再生拠点区域などへの水道水供給に向けて、水道管の健全性調査や復旧作業を行っています。

作業の際には水道メーターまでの給水管確認のため、お客様の敷地へ立ち入らせていただく場合がありますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

【担当 施設課配水係 TEL 0240-25-5341】



ご家庭の蛇口から出る水道水の放射性物質検査を行います

現在、水道をご使用されているお客様を対象に、水道水を安心してお使いいただくために、ご家庭の蛇口から出る水道水の放射性物質検査を行います。検査をご希望される方は、下記によりお申込みください。

- 対象者** 現在、水道を開栓している世帯（原則として1世帯につき1回とします）
※水道を使用されていないお客様は、あらかじめ水道の使用開始のお手続きが必要となりますので、企業団へご連絡ください。
- 検査項目** 放射性核種濃度測定：ヨウ素131、セシウム134、セシウム137
- 申込方法** 申込書に必要事項を記入のうえ、下記の検査受託事業者へ直接お申込みください。

- ①検査受託事業者** (株)江東微生物研究所 環境衛生事業部いわき
- ②郵送申込** 〒970-1144 いわき市好間工業団地 4-18
※申込書の郵便料金は、申込者の負担とします。
- ③FAX申込** FAX 番号：0246-36-7142
※電話によるお申し込みは受け付けておりません
※FAX送信後は、☎0246-36-7131へ到着の確認をしてください。

- 4. 申込期間** 令和5年6月1日(木)～令和6年2月29日(木) 9時から17時まで

- 5. 採水の連絡** お申し込みをいただきましたら、後日、採水日時等の調整のため検査受託事業者からご連絡させていただきます。原則として、申込者の立会いが必要となります。
なお、必ずしもご希望の日程に沿えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。



6. 検査結果

検査結果については、検査受託事業者がお客様に後日郵送でお送りします。

※お問い合わせ先（土日・祝日を除く平日の9時から17時まで）

●採水及び結果について (株)江東微生物研究所 環境衛生事業部いわき TEL 0246-36-7131

【担当 施設課浄水係 TEL 0240-25-5341】

----- 切り取り線 -----

水道水の放射性物質検査申込書

(申込日 令和 年 月 日)

項目	記入欄	
申込者	ふりがな	使用者 ふりがな
水道使用場所	双葉郡	
申込者現住所 (報告書送付先)	〒 —	
連絡先 (電話番号)	(自宅： — —) (携帯： — —)	

※申込者、使用者には「ふりがな」を記入してください。現住所は地番、アパート名等まで正確に記入してください。

お知らせ



令和6年度双葉地方水道企業団職員(高校卒程度) 採用候補者試験のお知らせ

1. 試験職種及び採用予定人員

試験職種	一般事務	土木
採用予定人員	若干名程度	若干名程度

2. 受験資格

平成8年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者。(学歴は問いません。)

3. 試験の方法

試験職種 試験区分	一般事務	土木
第1次試験	教養試験、事務適性検査	教養試験、専門試験、事務適性検査
第2次試験	第1次試験合格者に対して、小論文及び個別面接による試験を行います。	



4. 試験の期日、場所

試験区分	試験日	試験場
第1次試験	令和5年9月17日(日)	富岡町文化交流センター 学びの森
第2次試験	令和5年11月中旬予定	双葉地方水道企業団

5. 受験手続

申込用紙は、本企業団総務課で交付します。郵便により申込用紙を請求する場合は、封筒の表に「高校卒程度試験申込用紙請求」と朱書きのうえ、120円切手を貼った自分宛の返信用封筒(角型2号)を必ず同封して本企業団総務課まで送付してください。

6. 受付期間

令和5年7月12日(水)から令和5年8月10日(木)まで
(ただし、土曜日・日曜日及び祝日を除く8時30分から17時15分まで)
郵送による提出の場合は、令和5年8月7日(月)までの消印有効

【お問い合わせ 総務課総務係 TEL 0240-25-5315】

●双葉地方水道企業団連絡案内●

〒979-0515 福島県双葉郡楢葉町大字上小埜字小山6-2
TEL:0240-25-5315(代表)
FAX:0240-25-5385

ホームページアドレス <https://www.f-mizu.jp>

主なお問い合わせ内容	問い合わせ先	
・水道の使用開始、休止 ・水道料金、水道メーター検針	総務課(営業係)	0240-25-5323
・水道工事、漏水、水質	施設課	0240-25-5341
・給水装置(給水管や蛇口など)工事	施設課(給水係)	0240-26-0911

【開庁時間】8時30分～17時15分(平日)